

(整理番号 0608)

令和5年度 栃木地方最低賃金審議会
第3回栃木県最低賃金専門部会 議事要旨

公 開

開催日時	令和6年8月5日（月） 13時30分～15時50分					
開催状況	公 益 代表委員	出席3人	労働者 代表委員	出席2人	使用者 代表委員	出席3人
		定数3人		定数3人		定数3人
主要議題	1 栃木県最低賃金の金額改定について 2 専門部会報告書（案）について 3 答申文（案）について					
議事録・議事要旨	議 事 要 旨					
1 栃木県最低賃金の金額改定について はじめに、前回の結論を共有した後、公労協議・公使協議が行われ、それぞれ金額提示が行われた。 (1) 労使の意見 【労働者側】 <金額提示> 51円引き上げ（地域間格差を是正するため、目安+1円で最終提示） 【使用者側】 <金額提示> 49円引き上げ（歩み寄りで前回の提示額から+1円で最終提示） (2) 結審状況等について 公労、公使協議を経て、労働者代表委員51円の引上げ、使用者代表委員は49円の引上げとの主張で一致に至らなかったため、50円引上げて時間額1,004円の公益見解を示し、更に協議を行い全会一致に至った。 2 専門部会報告書（案）について 使用者代表委員から付帯事項として、1. 価格転嫁の推進要望 2. 社会保険料の企業負担の減免要望 3. 社会保険加入対象が51人以上になることによる収入の壁対策の要望 4. 年齢による最低賃金額の減額制度、企業規模を考慮した減額措置導入の要望 5. 解雇の金銭的解決制度の導入の要望の5項目の要望が示されたがされたが、項目1、項目2、項目3については、中小零細企業の支援という観点から公労使合意できる内容であるが、項目4、項目5については公労使の合意は難しいとして、削除され決定となった。 3 答申文（案）について 専門部会報告書同様、付帯事項の項目4、項目5を削除し決定となり、栃木労働局長に答申が行われた。						